

独立行政法人国立病院機構北海道医療センター面会規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構北海道医療センター（以下、「当院」という）における入院患者さん（以下、「患者さん」という）への面会について必要な事項を定めるとともに患者さんが心穏やかに療養生活を送り、ご家族や親しい方（以下、「面会者」という）との時間を安心してお過ごししていただくため、定めるものである。

(面会時間)

第2条 面会時間は以下のとおりとする。

東館 13:00～17:00

西館 10:00～11:00、13:00～17:00

なお、面会時間は、処置や検査などが集中する時間をさけ、患者さん、面会者にゆっくりお過ごしいただける時間帯を面会時間としている。

(面会場所)

第3条 面会場所は、個室、デイルーム、1階共用スペースとする。ただし、ベッドから移動できない患者さんへの面会の場合は、多床室（2床室、4床室）内での面会を可とする。なお、個室入室以外の患者さんへの面会は、なるべくデイルーム、1階共用スペースを利用すること。

(面会人数)

第4条 面会人数は制限しない。ただし、一度に多くの面会者が訪れた場合、患者さんの負担や他の患者さんへの影響が大きくなることがあるため、周囲の環境に配慮し、穏やかな雰囲気での面会に協力すること。

(面会方法)

第5条 患者さんの状況確認と防犯のため、面会者はスタッフステーションにて面会申込書を記載し面会証を受け取ること。なお、患者さんの病状や入院されている病棟により、面会の方法が異なる場合がある。

(患者さんの意思尊重)

第6条 患者さんの安静や希望を最優先とするため、患者さん本人の同意がない場合や体調により、面会をお断りすることがある。

(面会者の遵守事項)

第7条 面会者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 体調不良時（発熱、咳、のどの痛み、下痢などの風邪症状等）、職場、学校などで流行性の感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス等）による休業者、学校閉鎖がある場合の面会は控えること。
- 二 他の患者さんの安静のため、1回あたりの面会時間はなるべく短時間とすること。
- 三 衛生管理のため、院内での飲食は控えること。ただし、水分補給のための飲用は可とする。
- 四 院内感染防止のため、面会時は手指消毒と不織布マスクを着用すること。また、生花の持ち込みは控えること。
- 五 衛生上の理由から、空いているベッドや備品に腰掛けたり、荷物を置いたりしないこと。

(面会制限)

第8条 院内外の感染状況、または災害時等不測の事態が生じた際には、院長の判断により面会制限を行う場合がある。なお、感染状況による制限は、当院の感染対策室の助言のもと判断するものとする。

(周知)

第9条 前条に定める面会制限を行う場合、当院ホームページ及び院内掲示により周知する。

(評価・見直し)

第10条 本規程については少なくとも半年に1回、当院の患者サービス向上委員会にて内容の評価と見直しを行う。

(その他)

第11条 患者さんの病状によっては、前条までの定めによらず面会を許可する場合がある。面会者はやむを得ず面会を希望する場合、要望などがある場合は病棟スタッフに相談すること。

附則

(施行期日)

この規程は、令和8年6月1日から施行する。